

◎一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第29号）

1 国の例に準じ、職員が新型コロナウイルス感染症に対処するための作業に従事した場合の防疫等作業手当の特例について定めることとした。（附則第17項、第18項関係）

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行し、令和2年2月1日から適用することとした。（附則関係）

◎岩手県県税条例の一部を改正する条例（条例第30号）

1 岩手県県税条例の一部改正

(1) 県民税関係

ア 県民税の課税客体となる公益法人等に敷地分割組合を加えることとした。（第27条関係）

イ 令和3年度分以後の各年度分の個人の県民税の均等割及び所得割について、非課税の対象範囲及び所得控除を改めることとした。（第27条の3、第29条関係）

ウ 法人税法等の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。（第38条～第40条、附則第19条、第19条の2関係）

エ 新型コロナウイルス感染症等の影響により中止等となった一定の行事に係る入場料金等について、寄附金税額控除の対象とすることとした。（附則第10条の6関係）

オ 特定非課税累積投資契約に基づき非課税口座内上場株式等を譲渡した場合の譲渡所得等に係る個人の県民税について、当該非課税口座内上場株式等に係る譲渡所得等の金額とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等の金額とを区分して計算する等所要の措置を講ずることとした。（附則第18条の3の2関係）

(2) 事業税関係

ア 法人税法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。（第44条、第47条関係）

イ 申告納付の期限の延長に係る申請を期限までにすることができない場合における特例措置を講ずることとした。（附則第20条の2の10関係）

(3) 不動産取得税関係

個人が、耐震基準不適合既存住宅の取得後6月以内に、耐震改修を行い、かつ、当該住宅をその者の居住の用に供した場合に一定の税額を減額する特例措置について、適用要件を緩和することとした。（附則第23条の6関係）

(4) 県たばこ税関係

1 本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの紙巻たばこへの換算方法を改めることとした。（第67条の3関係）

(5) 自動車税関係

自家用の乗用車に対して課する環境性能割の税率の特例措置の適用期間を令和3年3月31日まで延長することとした。（附則第24条の9関係）

(6) その他

地方税法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。（第15条の2、第15条の3、第27条、第27条の2、附則第15条関係）

2 岩手県県税条例の一部改正

(1) 県たばこ税関係

1 本当たりの重量が1グラム未満の葉巻たばこの紙巻たばこへの換算方法を改めることとした。（第67条の3関係）

(2) その他

地方税法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。（附則第23条の6関係）

3 施行期日等

(1) この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行することとした。（附則第1条関係）

ア 1(2)イ、(3)、(5)、(6)（第15条の2、第15条の3関係に限る。） 公布の日

イ 1(4) 令和2年10月1日

ウ 1(1)イ、エ、(6) (附則第15条関係に限る。)、2(2) 令和3年1月1日

エ 1(1)オ 令和3年4月1日

オ 2(1) 令和3年10月1日

カ 1(1)ウ、(2)ア、(6) (第27条、第27条の2関係に限る。) 令和4年4月1日

キ 1(1)ア マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律(令和2年法律第 号)の施行の日

(2) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第2条~第8条関係)

◎看護師養成所授業料等条例の一部を改正する条例(条例第31号)

1 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響に起因する経済的事情により修学が困難で特に必要があると認められる者に係る入学選考料及び寄宿舎料の免除について定めることとした。(附則第6項関係)

2 授業料等の還付の制限について、所要の改正をすることとした。(第8条関係)

3 施行期日等

(1) この条例は、令和2年7月1日から施行し、同年4月以後の月分として納付された授業料、同月1日以後に納付された入学選考料、同日以後に入学を許可された者が納付した入学料又は同月以後の月分の寄宿舎料について適用することとした。(附則第1項関係)

(2) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第2項関係)

◎職業能力開発校条例の一部を改正する条例(条例第32号)

1 職業能力開発校に入校を許可された者に係る入校料の免除について定める等所要の改正をすることとした。(第11条関係)

2 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響に起因する経済的事情により修業が困難で特に必要があると認められる者に係る入校検定料及び寄宿舎料の免除について定めることとした。(附則第5項関係)

3 授業料及び入校料の免除の申請をした者の授業料及び入校料の納付方法を定めることとした。(第6条、第9条関係)

4 授業料等の不還付について所要の改正をすることとした。(第12条関係)

5 施行期日等

(1) この条例は、令和2年7月1日から施行し、令和2年度以後の年度分の授業料、同年4月1日以後に入校を許可された者に係る入校料又は同月以後の月分の寄宿舎料について適用することとした。(附則第1項関係)

(2) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第2項、第3項関係)

◎産業技術短期大学校条例の一部を改正する条例(条例第33号)

1 産業技術短期大学校に入学を許可された者に係る入学料の免除について定める等所要の改正をすることとした。(第14条関係)

2 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響に起因する経済的事情により修業が困難で特に必要があると認められる者に係る入学検定料及び寄宿舎料の免除について定めることとした。(附則第4項関係)

3 授業料及び入学料の免除の申請をした者の授業料及び入学料の納付方法を定めることとした。(第8条、第12条関係)

4 授業料等の不還付について所要の改正をすることとした。(第15条関係)

5 施行期日等

(1) この条例は、令和2年7月1日から施行し、令和2年度以後の年度分の授業料、同年4月1日以後に入学を許可された者に係る入学料又は同月以後の月分の寄宿舎料について適用することとした。(附則第1項関係)

(2) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第2項、第3項関係)

◎農業大学校条例の一部を改正する条例(条例第34号)

1 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響に起因する経済的事情により修学が困難で特に必要があると認められる者に係る入学検定料の免除について定めることとした。(附則第5項関係)

2 授業料等の不還付について、所要の改正をすることとした。（第13条関係）

3 施行期日

この条例は、令和2年7月1日から施行し、同年4月1日以後に入学を許可された者が納付した入学料について適用することとした。（附則関係）

◎県立学校授業料等条例の一部を改正する条例（条例第35号）

1 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響に起因する経済的事情により就学が困難で特に必要があると認められる者に係る入学選考料、入学料、通信制受講料及び寄宿舎料の免除について定めることとした。（附則第5項関係）

2 施行期日等

(1) この条例は、令和2年7月1日から施行し、同年4月1日以後に納付された入学選考料、同日以後に入学を許可された者に係る入学料、令和2年度以後の年度分の通信制受講料又は同月以後の月分の寄宿舎料について適用することとした。（附則第1項関係）

(2) 所要の経過措置を講ずることとした。（附則第2項、第3項関係）